



# US Topics

February 12, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## ■ 目次

PwCが(XBRLを利用した)インタラクティブ・データ使用を義務付けるSECの最終規則に関する見解を共有するDataLineを公表  
PwCがSECの石油およびガスに関する主要規定に関するDataLineを公表  
PwCがSECの時価会計に関する報告書の勧告内容を分析するDataLineを公表  
PwCがTARP資本注入プログラムの会計的な検討事項および影響を扱ったDataLineを公表  
ASBが明瞭化プロジェクトに基づいた3つの公開草案を公表  
AICPAおよびASBが非発行体の期中財務情報のレビューに関する最終ガイダンスを公表  
CAQが404条監査の実施結果から得られた教訓を示す文書を公表  
FASB関連記事  
SECがミューチュアル・ファンドにリスク・リターンデータのXBRL形式による提出を義務付ける最終規則を公表  
全米商工会議所がSECの有効性および効率性を改善するための勧告を実施

---

## ■ PwCが(XBRLを利用した)インタラクティブ・データ使用を義務付けるSECの最終規則に関する見解を共有するDataLineを公表

1月末、米国証券取引委員会(SEC)は、拡張可能ビジネス・レポーティング言語(XBRLまたは「インタラクティブ・データ」)を使ったインタラクティブ・データ形式でSECに補足財務情報を提出することを公開企業に義務付ける最終規則を公表しました。一貫したXBRL形式によって企業に財務情報を提出させることにより、SECは、投資家およびSEC自身による企業の財務報告の分析能力がテクノロジーの活用によって強化されることを望んでいます。現在、多くの企業が、わずか6か月後に迫った、第一期導入による初めてのXBRLデータ提出の準備を進めています。PwCでは企業の準備活動を支援するため、DataLine 2009-06を公表しました。このDataLineでは、XBRLの簡単な背景やSEC最終規則の重要規定を要約し、導入上の検討事項に関するPwCの見解を共有しようとするものです。

▼ CFODirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7P839E&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ PwCがSECの石油およびガスに関する主要規定に関するDataLineを公表

SECは最近、石油・ガス企業のための開示要件をアップデートする最終規則を公表しました。特に、「石油およびガスの生産活動」の定義に非伝統的な資源が含まれるようになるなど、埋蔵量の決定に影響を与える一部の定義が変更されています。アップデートされた規則は、石油およびガス会計の全部原価法に基づく減損テストにも影響を与えています。DataLine 2009-03において、PwCはこの最終規則の主要規定をその要件に関するPwCの見解と共に要約しています。新しい要件は2009年12月31日以降に終了するForm 10-K および Form 20-F による年次報告書、ならびに2010年1月1日以降にファイリングされる登録届出書から適用となります。

▼ CFODirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7P7M4V&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ PwCがSECの時価会計に関する報告書の勧告内容を分析するDataLineを公表

2008年緊急経済安定化法(EESA)は、時価会計に関する90日間の研究の実施と現在の公正価値会計基準の修正あるいは代替の可能性について検討するようSECに命じました。2008年12月に公表された最終報告書は、公正価値会計基準の停止の反対を提言し、既存の会計基準や実務の改善を促進するよういくつかの勧告(金融資産の減損の会計処理の再検討や公正価値決定のための追加的ガイダンスの作成を含む)を行っています。また、この報告書は、米国の会計基準作成は、US GAAPに準拠して作成された財務諸表の第一の利用者として投資家のニーズに適合することを重視し続けるべきだという点を強調しています。PwCのDataLine 2009-05はこの報告書による勧告の概要と分析を提供しています。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7P833W&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ PwCがTARP資本注入プログラムの会計的な検討事項および影響を扱ったDataLineを公表

EESAの一部として、米国金融システムの流動性と安定性の回復に役立つため不良資産救済プログラム(TARP)が創設されました。このプログラムに基づき、米国財務省は適格な金融機関に対して資金を提供するための資本注入プログラム(CPP)を設置しました。当初は9つの主要金融機関がTARP資金を受け取りました。それ以降、さらにいくつかの金融機関がTARPIに申請し資本を受け入れています。PwCのDataLine 2009-04ではTARPの重要な規定を検討し、企業によるTARPや関連する財務報告上の影響の評価に役立つような、質問と解釈を提供しています。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7P82NB&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ ASBが明瞭化プロジェクトに基づいた3つの公開草案を公表

監査基準書(SASs)の明瞭化および国際監査基準(ISAs)とのコンバージェンスを目指した継続的努力の一環として、監査基準審議会(ASB)が以下の新しい公開草案を公表しました。

- 「リスク・アセスメント」- リスク・アセスメントに関する6つのSAS案では、監査人による財務諸表監査における重要な虚偽表示のリスクの評価、性質、タイミング、範囲が評価されたリスクに対応した監査手続の設計と実施に関するガイダンスを提供するものです。コメント募集は4月30日まで。  
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statements+on+Auditing+Standards+Risk+Assessment.htm>
- 「財務諸表監査における法律と規制の検討」- このSAS案はSAS 54「クライアントによる違法行為」に優先するものとなります。コメント募集は5月29日まで。  
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Laws+and+Regulations.htm>
- 「初度監査契約(再監査を含む)—開始残高」- このSAS案はSAS 84「前任監査人と後任監査人の間のコミュニケーション」の一部のパラグラフに優先するものとなります。コメント募集は5月29日まで。  
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards>

## ■ AICPAおよびASBが非発行体の期中財務情報のレビューに関する最終ガイダンスを公表

ASBおよびアメリカ公認会計士協会(AICPA)は非発行体の期中財務情報のレビューに対応する3つの相関する文書を公表しました。

- **SAS 116:** SAS第116号「期中財務情報」(SAS 116)はAU Section 722「期中財務情報」(AU 722)を修正するものです。非発行体の期中財務情報のレビューを行うエンゲージメントを担当する場合に、独立した会計士の職業専門家としての責任に関するガイダンスを改訂しています。  
[http://www.aicpa.org/download/members/div/auditstd/riasai/Summary\\_SAS\\_No116.pdf](http://www.aicpa.org/download/members/div/auditstd/riasai/Summary_SAS_No116.pdf)
- **SSARS 18:** 会計およびレビュー業務基準(SSARS)第18号「会計およびレビュー業務基準の適用可能性」は、AU 722が適用される場合にはSSARSは適用されないように、SSARSの既存基準を修正するものです。  
[http://www.aicpa.org/download/auditstd/arsc/SSARS\\_18\\_Summary.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/arsc/SSARS_18_Summary.pdf)
- **TPA:** 技術的実務補助資料(TPA) 1900.01「非発行体による要約期中財務報告」は非発行体の期中財務情報の形式および内容に関する非公式のガイダンスを提供するものです。  
[http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS\\_1900.01.pdf](http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS_1900.01.pdf)

SAS 116 および SSARS 18 は2009年12月15日より後に開始する期間から適用となります。

---

## ■ CAQが404条監査の実施結果から得られた教訓を示す文書を公表

監査品質センター(CAQ)は『CAQが学んだ教訓 - 統合監査における内部統制監査の実施』と題した出版物を公表しました。この出版物は統合監査の有効かつ効率的な実施のための実務的な視点を提供するものです。以下のトピックについて21の教訓がまとめられています。

- 出発点として、経営者による評価とドキュメンテーションを理解し、利用する
- 監査を統合する
- 適切なチームを設立する
- 信頼性の高い財務報告に対する重要なリスクを識別する
- 識別したリスクに十分に対応するために必要なコントロールを識別する
- 識別したコントロールのテストに対するリスク・ベース・アプローチを採用する

▼ この出版物の全文は以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

<http://thecaq.org/newsroom/pdfs/404LessonsLearned-PerformingIntegAudit.pdf>

---

## ■ FASB関連記事

次回の公開会議: FASBは2月18日に会議を開催し、ゴーイング・コンサーンおよび後発事象について議論を行う予定です。会議の詳細については以下のFASBウェブサイトを参照してください。

<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

---

## ■ SECがミューチュアル・ファンドにリスク・リターンデータのXBRL形式による提出を義務付ける最終規則を公表

SECは、ミューチュアル・ファンドに対して目論見書のリスク/リターン・サマリー・セクションを、XBRLを使ったインタラクティブ・データ形式でSECに提出することを義務付けた、『ミューチュアル・ファンドのリスク/リターン情報のためのインタラクティブ・データ』と題した最終規則を公表しました。この規則では、投資会社に対しても、ポートフォリオ保有に関する情報を、その他の財務情報の提出を求めることなく、SECのインタラクティブ・データ任意プログラムにおいて提出することを認めています。ミューチュアル・ファンドはこのXBRL報告要件を2011年から遵守しなければならず、投資会社はポートフォリオ情報の提出を2009年7月15日以降から開始することになる可能性があります。

▼ この最終規則の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/final/2009/33-9006.pdf>

---

## ■ 全米商工会議所がSECの有効性および効率性を改善するための勧告を実施

全米商工会議所は、『米国証券取引委員会の有効性および効率性の検討』と題した報告書を公表しました。これは現在のSECの管轄範囲に基づきSECによる規制当局の効率的なリソース配分能力を短期的に向上させるために実施可能な勧告に取り組んだものです。この報告書はSECが信用危機およびその他の市場の出来事に関連して注視されている時期に公表され、以下のカテゴリーにおいて「SECを向上させるための23の方法」を推奨しています。

- 運営、構造、監視の強化
- 適用除外命令プロセスの改善
- 自主規制機関規則のファイリング・プロセスの改善
- ノーアクション・レター・プロセスの改善

▼ この報告書の全文は以下の全米商工会議所ウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.uschamber.com/assets/ccmc/090211ccmc\\_sec\\_speed.pdf](http://www.uschamber.com/assets/ccmc/090211ccmc_sec_speed.pdf)

---

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.